恵庭市移住支援金要綱の一部を改正する要綱を次のとおり定める。

令和４年９月１日

恵庭市長　原　田　　裕

記

恵庭市移住支援金要綱の一部を改正する要綱

恵庭市移住支援金要綱（令和２年４月９日実施）の一部を次のように改正する。

様式第１号中「㊞」を削る。

様式第２号の１及び様式第２号の２中「印」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和４年９月１日から実施する。

（経過措置）

２　この要綱の実施の際現にこの要綱による改正前の恵庭市移住支援金交付要綱の規定により行った申請は、改正後の恵庭市移住支援金交付要綱の規定により行った申請とみなす。